

## 社会的養護

<高齢者の割合>

7%以上…高齢化社会  
14%以上…高齢社会  
21%以上…超高齢社会

\*2007年には21.5%となり、いまの日本は**超高齢社会**！ 2014年には**26%**

合計特殊出生率 2013年 **1.43**

2012年 「民法」「児童福祉法」改正

- ・ **2年以内の親権停止 OK**
- ・ 法人 or 複数の未成年後見人 OK

児童虐待相談件数 2013年 **7万3000件**

2014年 **8万9000件**

2015年 過去最多 103,260件 (2016年8月4日厚労省発表 速報値)

1951年 **日本** 「児童憲章」

1989年 **国連** 「子どもの権利条約」 →1994年に日本も批准

1999年 「児童買春・ポルノ禁止法」

**2000年 「児童虐待防止法」**

2001年 「DV防止法」

<世界的な動き>

1922年 世界児童憲章

1924年 ジュネーブ宣言

1959年 児童権利宣言 (1948年の「世界人権宣言」の影響を受けている)

1979年 (20年後) 国連児童年

1989年 (10年後) 子どもの権利条約

留岡幸助…私立感化院「家庭学校」。感化法の制定に尽力した。

1933年 「旧・児童虐待防止法」は1947年に「**児童福祉法**」へ

(\*2000年の児童虐待防止法は全く別の流れからできている)

1937年 「母子保護法」：貧困な母子家庭に対する生活扶助を規定した法律

(※1946年「生活保護法」の施行により廃止された)

1965年 「母子保健法」：妊婦健診、乳幼児健診などを定める

#### <社会的養護の種類>

●施設養護

●家庭的養護（施設養護の一部）…小規模グループケア\*、地域小規模児童養護施設（グループホーム）

●家庭養護…里親、ファミリーホーム、養子縁組

\*小規模グループケア：①乳児院 ②児童養護施設 ③児童心理治療施設情緒障害児短期治療施設（児童福祉法改正により2017年より改称） ④児童自立支援施設

#### <家庭養護>

里親制度は「児童福祉法」で定められている ※都道府県知事への登録が必要

① 養育里親

② 親族里親

③ 専門里親…2年以内の受託。被虐待児童を請け負う。専門里親研修あり。

④ 養子縁組による里親…こどもが成人した時に **65歳以下**であることがめやす

★ “特別”養子縁組では戸籍上“養子”ではなく“実子”になる！（実の親子関係は解消される）

#### ①養育里親

条件・養育への理解・熱意・愛情

・経済的に安定

・研修終了

・年齢制限はない（※ただし養子縁組は成人した時に65歳以下がめやす）

②親族里親…都道府県知事が適当と認める親族

#### ③専門里親

条件・3年以上児童福祉に従事

・都道府県知事が認定

・養育里親3年以上 or 同等レベル

・研修終了

★養育に専念できること！！

里親は実子をふくめて6人まで！（委託児童のみなら4人まで）

受託児童数 1位：7～12歳（小学生） 2位：1～6歳

施設で行われるケア

- ・アドミッションケア：利用するにあたって
- ・インケア：家庭機能を代替
- ・リービングケア：社会的自立の準備
- ・アフターケア：退所した後のサポート

ホスピタリズム

…アタッチメント形成の欠如による**施設病**。1950年に堀文次が提唱（東京都石神井学園）

\*ボウルビィもホスピタリズムを研究していた

「社会福祉法」第一種社会福祉事業を運営できるのは→①国、②地方公共団体、③社会福祉法人

児童福祉施設の第三者評価…3年に1回の実施と公表の義務あり

（義務なのは①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④児童心理治療施設情緒障害児短期治療施設、⑤児童自立支援施設）\*保育所は「努力義務」

福祉施設の財政

措置費（経費）①事務費…職員の人件費 etc

②事業費…こどもたちのための経費

中江藤樹…“知行合一”：知識と行動は一致すべき

林羅山…林家塾

貝原益軒…『和俗童子訓』：日本初のまとまった教育論書！（1630年～1714年：江戸時代）

ベル…効率的に一斉教授する「助教法」→**ベル・ランカスター法**

\*ベル・ランカスター法はベルとランカスターが提唱した助教法のこと

ブルナー…『教育の過程』（どの教科でも知的性格をそのまま保って、どの発達段階の子供にも効果的に教えられる）発見学習。知識は“構造”。

“キャリア教育”は幼児期から高等教育まで体系的にすすめるべき

第二次世界大戦後の1948年には孤児が12万人もいた

児童相談所の設置義務→各都道府県・政令指定都市！

★中核都市は「設置できる」が義務ではない

\*人口 **50万人**に一か所がめやす

「教育基本法」：父母は子どもの教育について、生活に必要な**習慣**と**自立心**を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めなければならない

## ロック

- ・白紙説（タブラ・ラサ説）
- ・健康は戸外で遊んで鍛えよう！（体罰などの**厳しい訓練主義**を否定した）
- ・生活は幼児の早い時期に作られるため、甘やかしすぎ・厳しすぎはダメ

1872年 学制発布のときのことば

「必ず邑（むら）に不学の戸なく、家に不学の人ならんしめん事を期す」⇒**義務教育**の思想を展開

## ペスタロッチ（スイス人）

- ・精神力・心情力・技術力を調和的に発展させることが教育の課題である
- ・『シュタンツ便り』：孤児を収容する施設で教育を実施
- ・『ゲルトルートは如何にしてその子を教えたか』：形・数・語を基礎とする教授法  
（「どんなかたち？」「いくつある？」「その名前は？」）、こどもの人間としての権利の重要性
- ・『**穩者の夕暮れ**』：玉座にいる人もあばら家に住んでいる人にも共通する“人間の本質”はなにか
- ・『**白鳥の歌**』：生活が陶冶する
- ・『**幼児教育書簡**』
- ・『**リーンハルトとゲルトハート**』
- ・直感教授
- ・自発性の原理
- ・労作教育

## フレーベル（ドイツ人。牧師の息子。）

- ・『**人間の教育**』：人間のうちに宿る神性を引き出して実現することが教育の目的
- ・『**母の歌と愛撫の歌**』：正しい家庭幼児教育を行うための母親むけ教科書
- ・“**遊び**”（＝自己表現、創造的な活動）の重要性→「遊び及び作業教育所」
- ・「**恩物**」による教育
- ・世界初の**幼稚園（Kindergarten）**をつくった（1840年）

デューイ：教育とはたえざる経験の再構成である『**学校と社会**』。実験学校。学校は「共同体」。

ルソー：消極教育『**エミール**』

→思想を引きついだのは**エレン・ケイ**『**児童の世紀**』（20世紀は児童の世紀である）

→影響を受けたのは**カント**：近代哲学の祖『**教育学講義**』

→ペスタロッチにも影響を与えた

オーエン：空想的社会主義者。「性格形成学院」（工場内）（10歳までは労働禁止、教育無料！）。世界初の保育所。

寺子屋…個別指導

私塾

① 鈴屋…本居宣長「国学塾」

② 適塾…緒方洪庵「蘭学塾」

ユネスコ憲章：戦争は人の心の中で生まれるから、人の心の中に平和のとりでを築こう！

明治期の養護施設は宗教関係が多かった

1879年 福田会育児院…仏教

1887年 石井十次…岡山孤児院、無制限收容主義、キリスト教

1891年 石井亮一…滝乃川学園（知的障害児）、アメリカ教育の影響

【まちがえやすい！要暗記】

石井十次…岡山孤児院（キリスト教）

石井亮一…滝乃川学園（知的障害児）

「幼稚園教育要領」→読み書きする関心・能力は個人差が大きく、5歳児でひらがなは読めるかもしれないが書くことは難しい

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年）

→幼児期のキャリア教育では一人ひとりをいかした集団を形成しながら、**人とかかわる力**を育てていくことが大切。

<児童現員数>

母子生活支援施設：6000人

里親委託中：3800人

乳児院：3000人

児童心理治療施設情緒障害児短期治療施設：1000人 \*都道

府県に1つ

児童自立支援施設：1000人

自立援助ホーム：300人

児童養護施設

- ・大舎制は5割
- ・地域小規模児童養護施設を導入しているのは2割

児童心理治療施設情緒障害児短期治療施設：各都道府県に1か所が目標 \*つまり47か所がめやす

ファミリーホームと自立援助ホームは3年に1回の第三者評価は義務ではない

(\*逆に、①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④児童心理治療施設情緒障害児短期治療施設、⑤児童自立支援施設は義務！)

<設置基準>

児童自立支援施設…1室4人以下、1人4.95m<sup>2</sup>以上

児童養護施設…1室4人以下、1人4.95m<sup>2</sup>以上

(ただし、乳幼児のみの部屋は6人以下、1人3.3m<sup>2</sup>以上)

児童心理治療施設情緒障害児短期治療施設…1室4人以下、1人4.95m<sup>2</sup>以上

母子生活支援施設…一部屋30m<sup>2</sup>以上(調理設備、浴室、便所つける)

乳児院の寝室…1人2.47m<sup>2</sup>以上

乳児院の観察室…1人1.65m<sup>2</sup>以上

【1室4人以下、1人4.95m<sup>2</sup>以上という基準を採用している施設】

⇒児童自立支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設情緒障害児短期治療施設

少年犯罪者の環境改善による保護教育

「感化院」→「救護院」→「児童自立支援施設」(非行少年のケア)

\*日本初の感化院は池上雪枝による(池上感化院)

児童福祉施設長の親権…監護、教育、懲戒に関して必要な措置をとれる